



(3)

平成30年度国民年金保険料の免除・納付猶予申請を受け付けます

経済的に保険料の納付が困難な場合に、申請により保険料の納付を免除または猶予します。

免除・納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格、障害年金や遺族年金の保険料納付期間に算入されます(一部免除で未納の場合を除く)。ただし、老齢基礎年金の受給額は、全額納めた場合と比べて少なくなります。

【受付開始日】 7月2日(月)

【対象】 国民年金第1号被保険者(学生および任意加入被保険者を除く)で、次に該当する方

▶ **免除**

申請者本人・配偶者・世帯主それぞれの平成29年中の所得が一定基準以下の方

▶ **納付猶予**

申請者本人・配偶者それぞれの平成29年中の所得が一定基準以下の方で、申請者本人が50歳未満の方

失業した方や災害を受けた方などは特例で認められる場合がありますので、お問い合わせください。

【所得基準】

▶ **納付猶予・全額免除** (扶養親族などの数+1)×35万円+22万円

▶ **4分の1納付(4分の3免除)** 78万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など

▶ **半額納付(半額免除)** 118万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など

▶ **4分の3納付(4分の1免除)** 158万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など

【承認期間】 平成30年7月分～31(2019)年6月分

【申請について】

原則、毎年申請が必要です。平成29年度に全額免除または納付猶予の承認を受けた方で、継続審査の承認通知が届いた方は申請の必要はありません。ただし、平成30年度の審査の結果、却下となる場合もあります。

平成29年度に失業など特例的事由で全額免除や納付猶予の承認を受けていた方や、4分の1納付・半額納付・4分の3納付が承認されていた方は、継続審査の対象ではないため、申請書の提出が必要です。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【保険料の追納】

免除・納付猶予を受けた保険料は、10年以内であれば後から納めることができます(一部免除で未納の場合を除く)。ただし、当時の保険料に加算金が付き納付額が高くなる場合があります。

【申請・問い合わせ】

葛飾年金事務所(立石3-7-3)

☎3695-2181

【申請・担当課】

国保年金課(区役所3階315番)

不燃化特区内の木造住宅建て替え助成

最大**200万円**

区内には、木造建築物が集中し、防災面で多くの課題を抱えている密集市街地があり、その早急な改善が課題となっています。区では、不燃化特区に指定されている対象地域の木造住宅の建て替えを促進し、特区内の不燃化を推進していきます。

助成額 除却工事費+設計・工事監理費=助成金(最大200万円)

対象地域

▶ 四つ木1・2丁目 ▶ 東四つ木3・4丁目 ▶ 東立石4丁目 ▶ 堀切2丁目周辺・4丁目

助成要件

▶ 木造建築物(以下の条件全てに該当する建築物およびこれに付属する工作物)の除却工事を行い、当該木造建築物のあった敷地において、不燃化建築物(耐火または準耐火建築物)を建てる工事を行うこと

▶ 木造建築物の所有者(または所有者の2親等以内の親族)であり、除却工事および建て替え工事両方の経費を支払う方からの申請であること

該当となる木造建築物の条件

▶ 主要構造物が木造であること(軽量鉄骨を含む)

▶ 一戸建ての住宅、長屋、重ね建て住宅、連続建て住宅または共同住宅であること

▶ 耐用年数の3分の2(木造モルタルは13年4カ月、木造は14年8カ月、軽量鉄骨造は18年)以上経過していること

まずはご相談ください

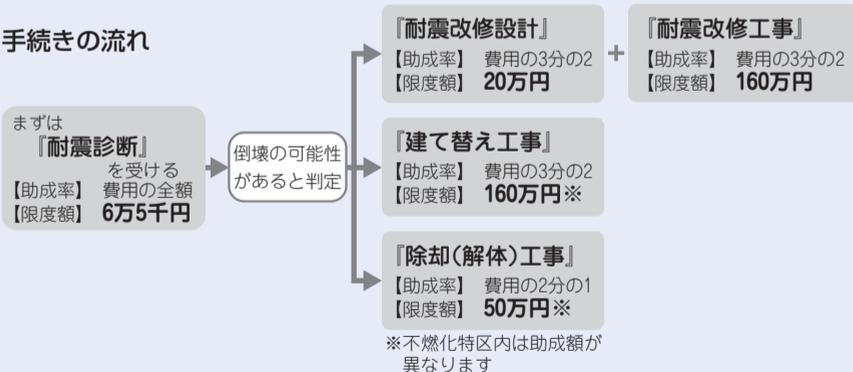
【担当課】 密集地域整備担当課(区役所3階303番) ☎5654-8345

木造住宅耐震助成制度

新耐震基準(昭和56年6月1日施行)を満たしていない古い木造住宅は耐震性が低いとされています。

そのため区では、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建て替え工事、除却(解体)工事などに係る費用の一部を助成しています。

手続きの流れ



対象

区内の木造2階建て以下の住宅・併用住宅・共同住宅
このうち、耐震改修設計・工事については**昭和56年5月31日以前**に建てられた建物

この他にも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

建築課(区役所3階305番) ☎5654-8552

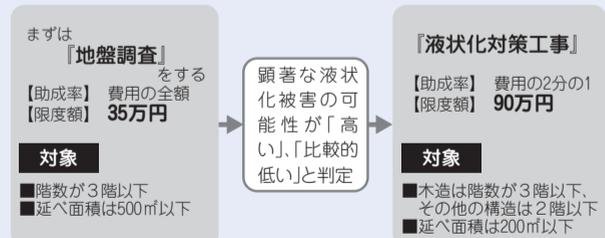
液状化対策助成制度

地震により地盤の液状化が発生すると、地盤は液体のような状態になり、建物を支える抵抗力を失います。その結果、建物は沈下や傾斜などの被害を受ける可能性があります。

そのため区では、新築・建て替えをする住宅の地盤調査と液状化対策工事に係る費用の一部を助成しています。

平成30年度からは、調査費助成の限度額を引き上げるとともに、対策費助成の対象に木造3階建て住宅を加えるなど制度を拡充しました。

手続きの流れ



この他にも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

建築課(区役所3階305番) ☎5654-8360

木造住宅などの耐震助成・液状化対策助成についての説明会・相談会

助成制度の説明会と建築・地盤の専門家による個別相談会を実施します。車での来場はご遠慮ください。

【日時・会場】 右表のとおり

【定員】 各回40人程度

【内容】 ▶ 地盤の液状化に対する備えと液状化対策助成制度の説明

▶ 耐震化までの動画上映 ▶ 耐震診断・改修設計・改修工事についての説明

▶ 耐震助成制度の説明 ▶ 個別相談会

【担当課】 建築課 ☎5654-8552

	日時	会場
6/30(土)	午前9時30分～正午	堀切地区センター(堀切3-8-5)
	午後2時～4時30分	四つ木地区センター(宝町1-1-22)
7/7(土)	午前9時30分～正午	新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1)
	午後2時～4時30分	高砂地区センター(高砂3-1-39)
7/21(土)	午前9時30分～正午	青戸地区センター(青戸5-20-6)
	午後2時～4時30分	新宿地区センター(新宿4-1-10)
7/28(土)	午前9時30分～正午	西水元地区センター(西水元5-3-1-101)
	午後2時～4時30分	水元地区センター(水元3-13-22)

いずれも内容は同じです。直接会場へ(先着順)。